

## 船舶事故調査報告書

平成24年5月31日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成23年9月4日（日） 05時15分ごろ
発生場所	鹿児島県鹿児島市桜島港南西方沖 桜島港西防波堤灯台から真方位236° 640m付近 （概位 北緯31° 35.4′ 東経130° 35.4′）
事故調査の経過	平成23年12月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	プレジャーボート <sup>ダ</sup> <sup>ン</sup> <sup>ツ</sup> DANTHU号、5トン未満 295-20358鹿児島、個人所有 7.33m (Lr) × 2.11m × 0.68m、FRP ディーゼル機関、58.84kW、昭和57年7月
乗組員等に関する情報	船長 男性 23歳 二級小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年6月27日 免許証交付日 平成19年6月28日 （平成24年6月27日まで有効）
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷及び小破口
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者3人を乗せ、平成23年9月4日04時15分ごろ鹿児島市鹿児島港谷山区を出港し、桜島港南西方沖を約8ノットの対地速力で手動操舵により北北東進した。 船長は、桜島港南西方の桜島北寅崎付近を夜間に航行することは初めてであったが、陸岸から十分に離れて航行すれば乗り揚げることはないものと思い、出港前に海図などで北寅崎付近の水路調査を行っていなかった。 本船は、陸岸から約50m離して同じ針路及び速力で航行中、05時15分ごろ、突然、船体に衝撃を受け、桜島港西防波堤灯台から真方位236° 640m付近の北寅崎付近の浅所に乗り揚げた。 本船は、船長が海上保安庁に連絡し、巡視艇にえい航されて鹿児島港谷山区に帰港した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：波 なし、潮汐 低潮時 日出時刻：05時54分ごろ
その他の事項	船長は、北寅崎付近を昼間に何回か航行していた。 北寅崎付近は、水深2m未満の浅所が陸岸から最大約80mまで拡張している。

	<p>船長は、本事故後、海図を見て北寅埼付近に水深2m未満の浅所が拡張していることを知った。</p> <p>本船は、レーダー及びGPSプロッターがなかった。</p> <p>船長は、水深が表示される魚群探知機を作動させていたが、本事故当時、魚群探知機を見ていなかった。</p> <p>北寅埼付近には、建物や照明設備がなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.4m、船尾約0.8mであった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、桜島港南西方沖を北北東進中、船長が、出港前に海図などで北寅埼付近の水路調査を行っていなかったことから、同埼付近の水深を知らずに航行し、同埼付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、陸岸から十分に離れて航行すれば乗り揚げることはないものと思い、出港前に海図などで北寅埼付近の水深を調査していなかったものと考えられる。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>本船は、桜島港南西方沖を北北東進中、船長が、出港前に海図などで北寅埼付近の水路調査を行っていなかったことから、同埼付近の水深を知らずに航行し、同埼付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、陸岸から十分に離れて航行すれば乗り揚げることはないものと思い、出港前に海図などで北寅埼付近の水深を調査していなかったものと考えられる。</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>本船は、桜島港南西方沖を北北東進中、船長が、出港前に海図などで北寅埼付近の水路調査を行っていなかったことから、同埼付近の水深を知らずに航行し、同埼付近の浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、陸岸から十分に離れて航行すれば乗り揚げることはないものと思い、出港前に海図などで北寅埼付近の水深を調査していなかったものと考えられる。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、桜島港南西方沖を北北東進中、船長が出港前に海図などで北寅埼付近の水路調査を行っていなかったため、同埼付近の浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行する海域については、海図などで水路調査を行い、水深や岩礁の位置などを把握しておくこと。</li> </ul>								